

長の決するところによる。

(書面表決等)

第29条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

2. 前項の場合における前2条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事数

(3) 出席した理事の数及び氏名（書面表決者及び表決委任者については、その旨を付記すること。）

(4) 審議事項及び議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、その会議において出席した理事の中から選任された議事録署名人2人以上が、議長と共に署名押印しなければならない。

第6章 評議員、評議員会及び顧問

(評議員)

第31条 この法人に、評議員30人以上50人以内を置く。

2. 評議員は、別に定める各支部に所属する会員の中から各2名を理事会において選任し、会長がこれを委嘱する。ただし、必要がある場合においては、学識経験者を選任することができる。

3. 評議員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

4. 評議員には、第20条第2項第3項及び第21条の規定を準用する。

この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会の構成)